

Q&A

番号	関連	質問	回答
1	申請条件	資料の提出方法について知りたい。	原則、メールでの提出をお願いしております。 (宛先: coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp) メールでの対応が困難な場合に限り、FAX・郵送での提出も受け付けております。 滋賀県庁 健康危機管理 調査検査係 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 FAX:077-528-4866
2	申請条件	設備整備補助の申請条件について知りたい。	以下の項目を全て満たすことが要件になります。 ①外来対応医療機関の指定を受けること ②滋賀県ホームページにて外来対応医療機関として公表すること ③令和6年3月31までに新型コロナウイルス感染症患者(疑いを含む)を1名以上診療いただき、診療実績をG-MISにより報告すること ④事業完了後は、事業実績報告書のほか、納品書および請求書の写し等(設備整備の際に契約書を作成した場合は、その写しを含む。)を提出すること
3	申請条件	内科ではない整形外科や泌尿科等専門院でも申請可能か。	Q2記載の項目を全て満たせば対象となります。
4	申請条件	これまでに当該補助金を受けたことがあるが申請可能か。	過去に当該事業の補助を受けた医療機関様につきましても申請可能です。
5	申請条件	外来対応医療機関の指定を受け、県ホームページで公表しているが、かかりつけ患者を中心に診療している。 また、検査を行っていないので、他院へ紹介しているが、この対応でも申請可能か。	Q4記載の要件を全て満たせば申請可能です。
6	申請条件	届いた資料のQRコードが読み取れない。	メールアドレスを確認させていただき送付いたします。
7	申請条件	申請後の流れを知りたい。	基本的な流れは以下のとおりです。 ①申請 ②申請内容確認 ③交付決定(書面で通知) ④実績報告 ⑤額の確定 ⑥支払い ※令和7年度までに仕入れ控除税額を確認。
8	申請条件	事業を知らない医療機関は対象でないのか。	この事業は令和5年4月のアンケートで回答があった医療機関と令和5年度に新規で外来対応医療機関の指定を受けた医療機関に対してご案内しています。事業の詳細については県ホームページに掲載しておりますので、希望される場合は、内容をご確認のうえ、当該医療機関から当方まで連絡をいただく必要がございます。
9	対象	見積りは自院でおこなうのか。	ご認識のとおり。 本事業は、各医療機関で購入したものに補助を行う事業です。
10	対象	限度額を超えるとどうなるか。補助率は。	補助率は10/10です。 限度額を超過した分の費用は、補助の対象外となります。
11	対象	県が用意した備品がもらえるのか、それとも医院で必要なものを購入したのに対して補助がでるのか。	医療機関で購入されたものに補助を行う事業です。
12	対象	個人防護服は必ずセットでないといけないか。 限られた物品だけが必要であるが申請は可能か。	セットでなく、個別で申請可能です。 申請があった資材に対して補助を行う事業になります。
13	対象	個人防護服は「/人」とあるが、何の人数か。	従業員の人数になります。 補助対象期間中の医療機関稼働に際し、必要な従業員数分の個人防護具を申請してください。
14	対象	令和5年10月1日以前に発注した個人防護具を対象期間中に使用した場合、補助対象となるのか。	補助対象となりません。補助対象となるのは令和5年10月1日以降に発注し、令和6年3月31日までに納品されたものに限りです。
15	対象	対象期間より前に購入したのものについても使用があれば補助対象となりますか。	令和5年10月1日以降に発注したものであれば補助対象となります。

16	G-MIS	診療実績はどのように報告するのか。	原則G-MISで報告いただきます。 しかし、国からG-MISのIDおよびパスワードが付与されていない場合や、ネットの使用が制限される等でやむを得ず、その他の方法で報告が必要な場合、①滋賀ネットシステム、②様式によるFAXでの報告も可能です。
17	G-MIS	令和5年4月1日に新型コロナの診療をしていたら実績としてよいか。いつからの実績か。	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの診療実績の全てが含まれます。
18	G-MIS	G-MISでの報告は必須か？	Q4のとおり、診療実績の報告は必須になります。 報告方法はG-MISのほか、①滋賀ネットシステム、②様式によるFAXによる報告も可能です。
19	G-MIS	G-MISのパスワードとIDがないが、どうすればよいか。	国からG-MISのIDとパスワード付与されているはずなので、下記の電話番号に問い合わせてください。 TEL: 0570-783-872(厚生労働省G-MIS事務局) 平日9時～17時、土日祝除く
20	G-MIS	G-MISの報告は遡って提出する必要があるか。	可能な限り遡って報告ください。 複数日分をとりまとめて報告が可能です。
21	G-MIS	診療実績の報告はいつまで(終期)行う必要があるか。	国から報告の終了日は現在示されていません。 連絡が届き次第、各医療機関へ周知いたします。
22	実施後	事業の実績報告はいつまでに行う必要があるか。	令和6年4月10日までに報告をお願いいたします。